

保護者の方へ

「特別警報」「暴風警報」発令時における保育園の対応について

藤枝市に特別警報(暴風以外であっても)又は暴風警報が発令された場合、
わんぱくルームは下記のように対応しますので、ご協力をお願いします。

1. 午前6時30分前に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合(午前7時30分開園)

①「特別警報」「暴風警報」が解除されるまでは、自宅待機とします。

②「特別警報」「暴風警報」が解除された場合

特別警報・暴風警報の状態	保育園の対応	各家庭の対応
午前6時30分までに解除された場合	平常どおり保育を行いません	平常どおりに登園
午前6時30分を過ぎて午前9時00分までに解除された場合	解除の1時間後から保育を行いません。給食は実施します。	解除の1時間後に登園
午前10時30分までに解除された場合	午前11時30分から保育を行いません。給食は中止です。	昼食を済ませてから登園
午前10時30分を過ぎて解除された場合	休園します※	自宅でお過ごし願います。※

※保護者の方、同居されている方が、仕事の休みが取れない場合は、園に連絡・相談願います。

※登園中であれば、保護者の判断で連れて来ても構いません。

2. 保育時間中に「特別警報」が発令された場合

ラジオ・テレビ放送・インターネット・防災行政無線等を活用して災害に関する気象、その他の状況把握に努め、「保育園での待機」「避難所への避難」「保護者への引き渡し」等、児童の安全を最優先した措置をとり、市役所こども課に連絡します。

3. 保育時間中に「暴風警報」が発令された場合

①市役所こども課より指示がない限り、平常どおり保育を行いません。

②保育する事が危険であると予測される場合は、市役所こども課と協議の上、当園の判断で保育を中止し、当園から保護者に児童のお迎えの連絡をします。

4. 大雨、洪水、大雪等の警報が発令された場合

①平常どおり保育を行いません。

②保育する事が危険であると予測される場合は、市役所こども課と協議の上、当園の判断で自宅待機や保育中止とします。

5.その他 あらかじめ台風接近の進路予測によって、保育する事が危険であると判断出来る場合、市役所こども課と協議の上、当園の判断で自宅待機か保育中止とします。当園から保護者の方へ事前連絡をします。(事例:2018年9月4日の台風21号接近の時は、前日に休園の判断をした。)